

埼玉県信用金庫が実施する 松坂屋建材株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、埼玉県信用金庫が実施する松坂屋建材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

松坂屋建材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：埼玉縣信用金庫

評価者：埼玉縣信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、埼玉縣信用金庫が松坂屋建材株式会社（「松坂屋建材」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、埼玉縣信用金庫による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。埼玉縣信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、埼玉縣信用金庫にそれを提示している。なお、埼玉縣信用金庫は本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

埼玉縣信用金庫は、本ファイナンスを通じ、松坂屋建材の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、松坂屋建材がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

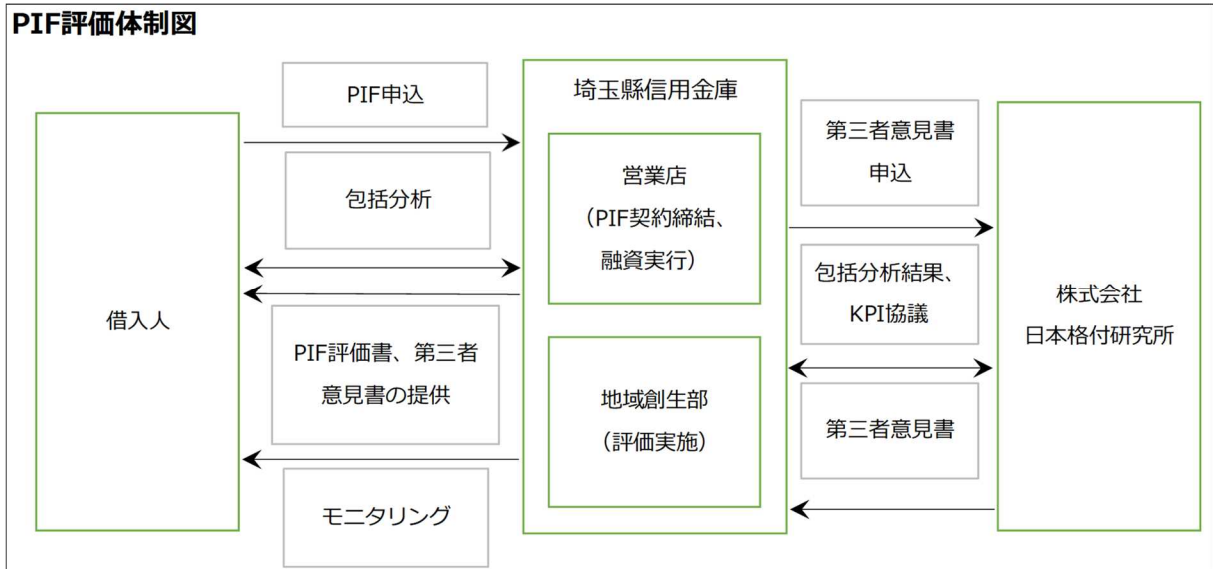
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、埼玉縣信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 埼玉縣信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：埼玉縣信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、埼玉縣信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、埼玉縣信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て埼玉縣信用金庫が作成した評価書を通して埼玉縣信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、埼玉縣信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面の

インパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である松坂屋建材から貸付人・評価者である埼玉縣信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：  松坂屋建材株式会社

2025年3月31日

埼玉県信用金庫

埼玉縣信用金庫は、松坂屋建材株式会社（以下、「松坂屋建材」）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たり、松坂屋建材の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業（※）に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業とは、会社法の定義する大会社以外の企業をいいます。

目 次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 沿革
 - 2.3 事業活動
3. サステナビリティ活動
4. 包括的インパクト分析
5. 本ファイナンス実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
6. サステナビリティ管理体制
7. モニタリング
8. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	松坂屋建材株式会社
借入金額	300 百万円
資金使途	長期事業資金
モニタリング期間	5 年

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

企業名	松坂屋建材株式会社
代表者名	代表取締役社長 大澤 伸一郎
本社所在地	埼玉県熊谷市広瀬 165
創業年・設立年	創業 1885 年 設立 1946 年 6 月
資本金	5,000 万円
従業員数(2024 年 12 月時点)	90 名 (パート社員含む)
事業内容	改修・専門工事業
主な取引先	総合建設会社、一般事業法人、エンドユーザー
業許可免許	建設業 国土交通大臣許可(特-6) 第 29267 号 石工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、 屋根工事業、板金工事業、防水工事業 建築工事業
役員	代表取締役社長 大澤 伸一郎 専務取締役 高橋 勉 専務取締役 長 久夫 取締役 今村 幸生 監査役 小池 文喜

■ 社是

創造と実行力

■ 経営理念

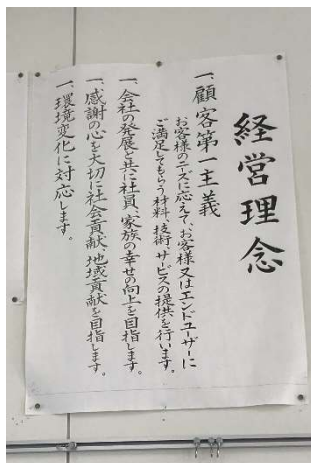
一、顧客第一主義

お客様のニーズに応じて、お客様又はエンドユーザーにご満足していただく材料、技術、サービスの提供を行います。

一、会社の発展と共に社員、家族の幸せの向上を目指します。

一、感謝の心を大切に社会貢献、地域貢献を目指します。

一、環境変化に対応します。

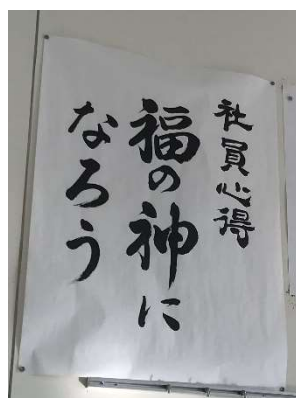


(当社より)

経営理念や挑戦目標は、本社会議室の目の付きやすい場所に掲示されており、誰もが確認できるようにしている。

■ 社員心得

社員心得は初代代表の言葉であり、経営理念同様、本社会議室に掲示している。これは当社が事業を通じて「顧客にとって福の神になろう」という意思を表した言葉である。裏を返せば「顧客にとって貧乏神になつてはいけない」という戒めも込められている。

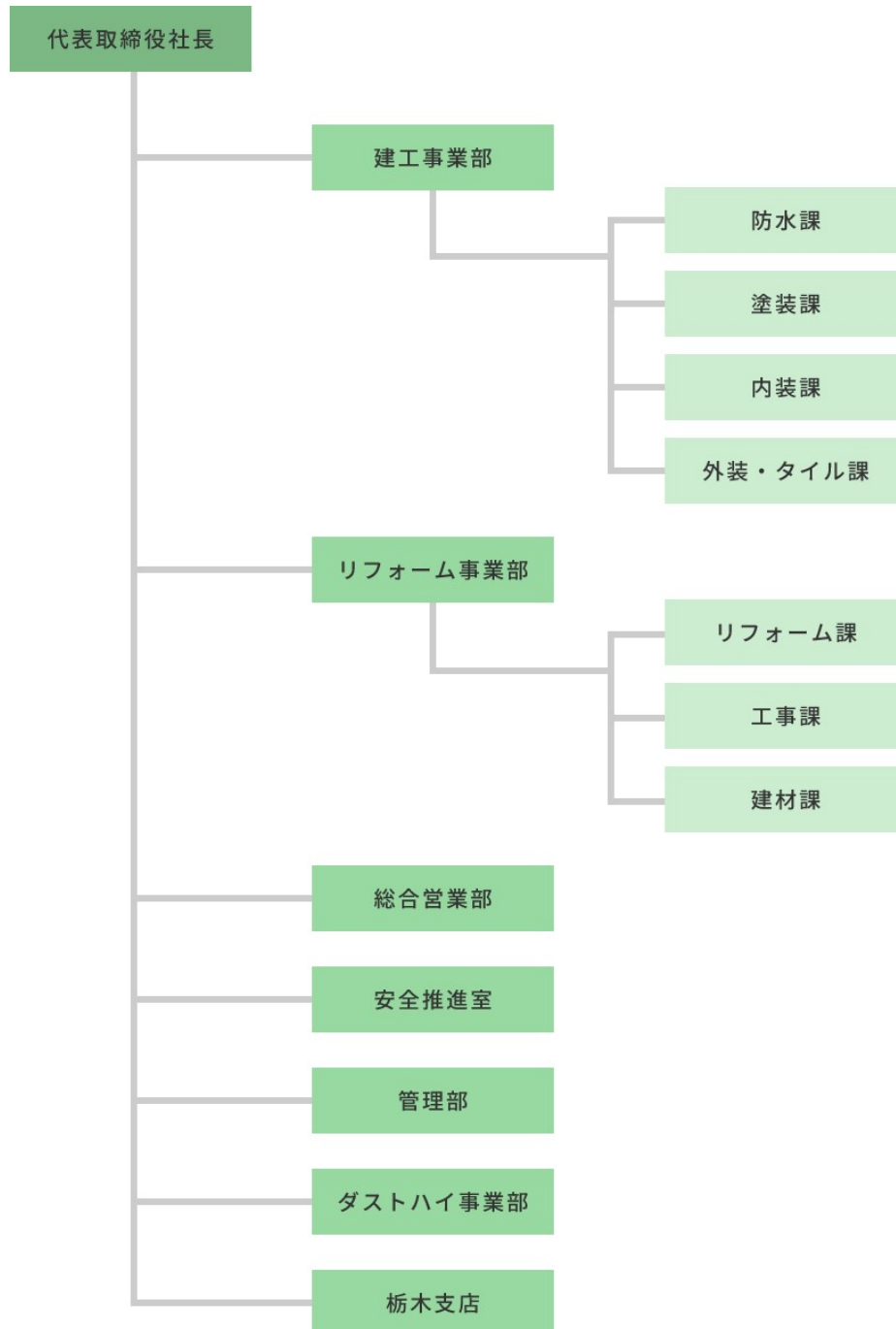


(当社より)

■ 全体朝礼

月一度、月初第一月曜日に社長講和による「全社員朝礼」を実施している。

■ 組織図



(当社ホームページより)

※ ダストハイ事業部は、グループ子会社であった株式会社ダストハイを2024.7.1に吸収合併したものです。ペット飼養業務ならびに焼却炉業務について、引き続き運営中。

■ 事業拠点

拠点名	住所
本 社	埼玉県熊谷市広瀬 165
ダストハイ事業部	埼玉県熊谷市佐谷田 2432
栃木支店	栃木県栃木市大平町西野田 464

上記の他、社会貢献事業の一環として、現相談役である大澤孝至氏（当社前代表取締役）が理事長を務める「社会福祉法人城南会しらさぎ」（埼玉県さいたま市岩槻区）を運営している。

（埼玉県熊谷市にある当社本社ビル）



※2026年10月の創立80周年記念事業として、本社建て替えを検討中である。

本社駐車場には「熊谷桜」が植えられている。熊谷桜はかなり古い品種といわれ、八重咲で小さな花を咲かせる早咲きの桜であり、一の谷合戦での熊谷直実と平山武者所の先陣争いの故事になぞらえて、名付けられたといわれている。



（いずれも当社より）

1964年 創業当時の店頭（埼玉県熊谷市本町、星川通り）



1967年 新築移転時の本社（埼玉県熊谷市広瀬）



1996年 新築の現本社（埼玉県熊谷市広瀬）



（いずれも当社創立 50 周年記念冊子より）

■ 安全方針

安全、安心な社会の構築を基本に、安全への取組は「人間尊重」を原点に「安全は全てに優先する」を掲げ、コンプライアンスを徹底し、個々の安全意識の向上と、「安全の基本」を最優先に不安全行動の一掃を図ります。また、協力業者の技能工、多能工の育成に努め安全衛生水準の向上に努めています。

1. 会社は、安全管理体制を確立し、それぞれの役割に応じて「危険性、有害性を調査」し、災害防止対策を実施して不安全行動による労働災害を防止する。
2. 職長は、作業開始前、作業変更時の送り出し教育及び現地 KY を徹底し、不安全行動による「墜落、転落災害」を防止する。
3. 作業員は、持ち場、立場で「自分の身体は自分で守る」を基本に不安全行動による労働災害防止に取り組み、工事終了まで無災害を達成する。

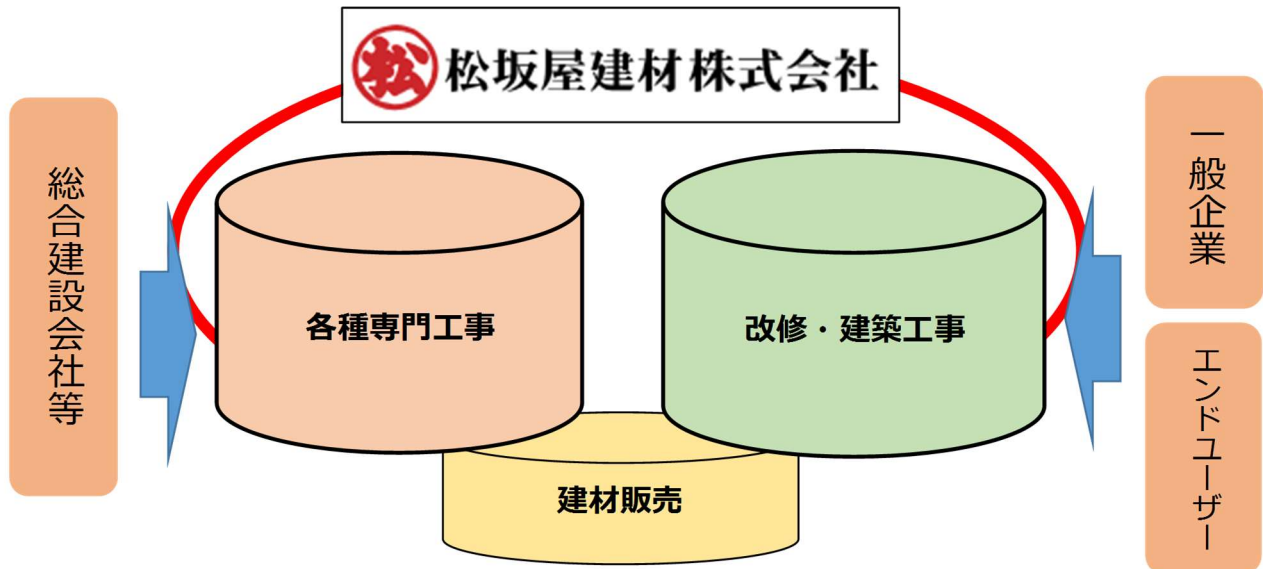
2.2 沿革

1885 年	埼玉県行田市にて荒物商と建築材料商をかねて松坂屋商店開業
1946 年	埼玉県行田市より埼玉県熊谷市本町に移設し、開業
1969 年	埼玉県熊谷市広瀬に本社事務所及び倉庫を移転
1975 年	栃木県下都賀郡大平町に栃木出張所を開設（現栃木支店）
2001 年	ダストハイ事業部を分社化し、株式会社ダストハイ新設
2009 年	建工事業部内に、リフォーム修繕課を新設（現リフォーム部）
2019 年	現代表である大澤伸一郎氏が代表取締役社長に就任 （大澤孝至氏は代表取締役会長に就任）
2024 年	関連会社である株式会社ダストハイを吸収合併

2.3 事業活動

■ ビジネスモデル

図1 ビジネスモデル



(当社からのヒアリングを基に埼玉縣信用金庫作成)

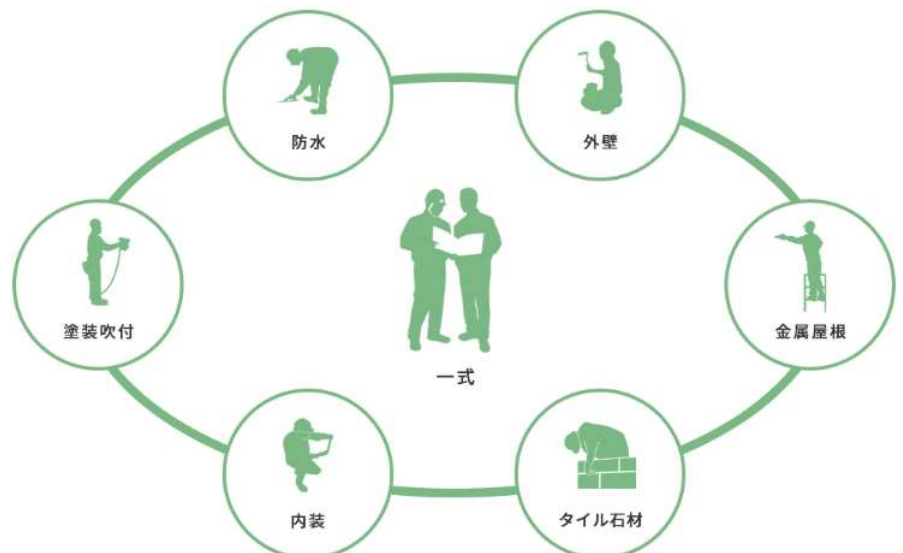
■ 事業概要

松坂屋建材は建材卸売業にて創業したが、現在では、専門工事やリフォーム工事を柱とした「専門工事・改修工事」に注力しており、同売上が当社の売上の大半を占めている。最近ではリフォーム工事の受注が増加しており、特段の広告宣伝等を行っていないものの、地元での業歴を礎とした信用力を強みとして、売上高は堅調に推移している。特にリフォーム工事においては、昨今業界のキーワードである「安心・安全」を提供すべく、全社一丸となって取り組んでいる。

▶ 各種専門工事

松坂屋建材では防水工事や内装仕上工事などの専門工事を請け負っている。主に総合建設会社（ゼネコン企業）の下請けとして、多様な規模・種類の専門工事を行っており、安全かつ質の高い工事を行う「総合専門工事業」を目指し日々取り組んでいる。

図2 受注している工事イメージ



(当社ホームページより)

(参考：工事の種類)

建設業は一式工事 2 種類と、専門工事 27 種類の計 29 種類に分類されている。一式工事とは、「総合的な企画や指導のもと、土木工作物や建築物を建設する工事」を指し、専門工事は一式工事以外の 27 種類の工事を指す。

松坂屋建材は、以下の工事を請け負うことが可能である。

一式工事 (2 種類)

工事の種類	略号	当社
土木一式工事	土	
建築一式工事	建	○

専門工事 (27 種類)

工事の種類	略号	当社
大工工事業	大	
とび・土工工事業	と	
屋根工事業	屋	○
管工事業	管	
鋼構造物工事業	鋼	
鉄筋工事業	筋	
板金工事業	板	○
塗装工事業	塗	○
内装仕上工事業	内	○
熱絶縁工事業	絶	
造園工事業	園	
建具工事業	具	
消防施設工事業	消	
解体工事業	解	

工事の種類	略号	当社
左官工事業	左	
石工事業	石	○
電気工事業	電	
タイル、れんが、ブロック工事業	タ	○
舗装工事業	ほ	
しゅんせつ工事業	しゅ	
ガラス工事業	ガ	
防水工事業	防	○
機械器具設置工事業	機	
電気通信工事業	通	
さく井工事業	井	
水道施設工事業	水	
清掃施設工事業	清	

▶ **改修・建築工事**

松坂屋建材では、専門工事から得た知見及び専門性や、長年培ってきた各建材メーカーとの繋がりを活かし、工場や倉庫、商業ビル、医療福祉関係施設等（いわゆる BtoB）の建築一式工事を請け負っている。また、「新しい暮らしを創造する」をコンセプトとした、戸建てやマンションなど個人対象（いわゆる BtoC）の住居系のリフォームを“元請け”として請け負っている。

BtoB の改修工事では、当社がこれまで培ってきたノウハウを遺憾なく発揮でき、顧客のニーズを十分に汲み取りながら工事施工を行っている。

工場や倉庫の設備が老朽化または劣化が進み、何も対策をしないと生産性や安全性の低下、維持コストの上昇を招きかねない。改修工事を行うことで、これらを回復させるとともに性能を向上させ、生産性や安全性を向上させる効果がある。

BtoCの住宅系リフォームでは、主に水回りや屋根、外壁、窓断熱、エクステリアといった箇所のリフォームを請け負うほか、単なるリフォームに留まらず、「リノベーション」（家の空間や間取りの刷新）に至るまで対応している。

以上のように、BtoBからBtoCまで幅広く対応できる要因は、「**安定的高品質の施工**」にある。これを実現している要因は、個人が持っている経験や技術を組織全体に行き渡らせるため社内
で共有を徹底しているほか、ベテラン社員を講師とする社内勉強会を開催していること、また、後述するが、専門資格の取得支援にも注力していることが挙げられ、顧客への高品質な工事の提供に繋げている。

(リフォーム事例)



－ エクステリア



－ バス



－ 外壁



－ システムキッチン

(いずれも当社ホームページより)

▶ 建材販売事業

松坂屋建材は、各メーカーと長年に渡り培ってきた強い繋がりを活かし、各種建材を取り扱っている。TOTOやLIXIL、パナソニック、タカラスタANDARDと特約代理店契約を結んでおり、顧客のニーズに合わせた商品提案が可能である。



■ 売上高・利益概況

単位：百万円

部門別売上	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
専門工事	2,731	2,506	2,398
リフォーム工事	885	816	821
建材販売	921	723	816
売上高合計	4,537	4,045	4,035
営業利益	176	170	223
経常利益	252	253	300

3. サステナビリティ活動

松坂屋建材は、「創造と実行力」を社是とし、改修工事や専門工事を中心にサービスを提供し、地域社会の発展に貢献している。

創業当時は建材の販売として始まった当社がここまで成長してきた理由は、当社の創業者である故大澤金次氏の「商売とは粉骨砕身、全精力を傾けてお客様へのサービスをすることが唯一の道」であるとの考えに基づき、「顧客の要望にすべて応える」という精神が社内全体に根付き、かつ、それを実践しているからである。社是にもある通り、創造を働かせ、実行する力こそが当社の強みの源泉となっている。

企業としてさらなる成長を図りつつ、社員・家族の幸福の実現や、地域社会の持続可能性の向上及び発展を図るため、当社は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生むサステナビリティ活動を行っている。

【環境面】

■ 改修工事

松坂屋建材では、工場等の改修工事に注力している。改修工事を施工することで生産性・安全性が向上するほか、建物を壊して新築する、いわゆるスクラップアンドビルドに比べ、資源使用量の抑制・廃棄物削減といった効果から環境面に大きく貢献している。

改修工事の際には、より環境性能の優れた設備に更新することや、出てしまった廃棄物は法令等に則りきちんと処理するなど、環境に配慮した取組を全社的に進めている。

さらに当社では改修工事の際に、「外断熱工法」や「窓用遮熱スクリーン」、「金属屋根用遮熱スクリーン」の採用といった取組を進めている。どの取組も遮熱断熱効果を得ることで「暑さ対策・熱中症対策」という顧客ニーズ・社会的ニーズ応えるとともに、冷暖房使用による環境負荷を抑制し、電気代の削減や使用エネルギーの削減を図るものである。顧客にとってメリットがありつつ環境への配慮も同時に行うなど、環境への影響を極力抑制した取組を行っている。

▶ 外断熱工法

外断熱工法とは、建物の躯体の外側から断熱材で囲むように包み込むことで、外気の熱の出入りを遮断する工法である。気密性が高くなり、屋内の温度を外へ逃がさないため、冷暖房使用による環境負荷が抑制できる効果が見込める。また、結露が起きにくくなり防湿効果も見込めることから、カビや錆による建物の劣化が抑制されるなど、様々なメリットがある工法といえる。

▶ 窓用遮熱スクリーン

外断熱と同様、遮熱スクリーンを外に配置することで高い遮熱効果を図るものである。太陽の熱は窓ガラスを通じて入るが、窓ガラスに断熱材を入れることは不可能であり、複層ガラスにしてもその遮熱効果は限定的である。

そこで、工場や倉庫に窓用遮熱スクリーンを設置することで十分な遮熱効果が見込め、冷房使用による環境負荷を抑制することが可能である。

▶ 金属屋根用遮熱スクリーン

工場や倉庫など大型折板屋根向けの遮熱材で、ルーフスクリーンとシェードグリッパーで構成され、これを折板屋根上で交互に配置することで、風通しの為のわずかな隙間を作りつつ、屋根と生地の上に空気の層があることにより中の熱だまりを防ぐ仕組みである。これにより太陽の輻射熱をカットするなど日傘のような役割を果たすことができる。

窓用遮熱スクリーン同様、十分な遮熱効果が見込めるとともに、冷房の使用を抑制することが可能である。

(改修工事 施工例)

リフォーム物件の一例



各種ビル/商業施設



学校/教育施設



病院/介護施設



戸建/マンション

(当社ホームページより)

当社は「総合改修専門工事」を目指す建設会社である。自社の強みを十分に活かす工事を専門に請け負っており、今後は改修工事の受注を増加させていく方針である。改修工事に重きを置く理由は、老朽化が進んでいく学校や病院などの公共施設や、民間工場・施設の存在がある。築年数が経過した建物は、生産性や安全性の低下が懸念されるほか、維持コストも徐々に増加するおそれがある。また、建物を壊して新たに建て直すことは、限りある資源を使用するとともに、建築コストが大きくなる。そこで当社では既存の建物を改修することで、資源を節約しつつ生産性・安全性の向上を図るため、改修工事を積極的に進めている。

■ ペーパレス化の取組

松坂屋建材では、社内における紙の使用量を減らす取組を従前から実施している。工事資料や会議資料などをペーパレスにしておき、当社からのヒアリングなどから、紙の使用量は年々減少していることを埼玉縣信用金庫は確認した。また、勤怠管理システムや社内コミュニケーションツールとして chatwork を導入するなど、具体的な数値を分析するまでには至っていないが、コピー紙の使用量は格段に減少しており、今後も紙の使用量削減に向け、各部門で積極的に取り組んでいく方針である。

■ 環境保全の取組

松坂屋建材では、環境に配慮した取組として以下を行っている。

▶ 建築資材のリサイクル

工事に使用した建築資材について分別管理を徹底している。石膏ボードをはじめリサイクルが可能なものはリサイクルに出すなど、廃棄物を減らす取組を行うことで、環境負荷を軽減することに貢献している。

▶ 排出ガス対策型建設機械の使用

使用する建設機械について、国土交通省が指定する排出ガス性能の良い建設機械を使用している。今後も環境に配慮した建設機械を使用し、環境負荷軽減に貢献する方針である。

【環境面・社会面】

■ 住宅リフォームの取組

松坂屋建材では「新しい暮らしを創造する」をコンセプトに、一般住宅の内外装リフォームを行っている。古くなった機器の交換に留まらず、暮らしに新しい楽しみや喜びを増やすことができる機会とし、顧客ごとに異なる生活スタイルや思い描く暮らしを聞き、理想を実現させることに注力している。

図3 住宅リフォームイメージ



(当社ホームページより)

当社は長く専門工事や建物改修工事を行ってきた経験から、施工の品質は高くかつ安定的であること、また、製品の仕入はメーカーと直接取引であることから、希望の時期に適正な価格で仕入ができることは当社の大きな強みであると考えられる。

住宅リフォームは顧客にとって手ごろな価格で住宅の価値を高める取組であり、また、スクラップアンドビルドに比べ、限りある資源の使用抑制が図れるとともに廃棄物の削減に貢献する取り組みである。

【社会面】

松坂屋建材では、創業当時から“人材”を一番に考え経営を行っている。創業者・大澤金次氏の妻である大澤良子氏が創業者と二人三脚で会社を支えてきたため、女性とは縁遠い職種であった建設業であるにもかかわらず、女性が積極的に活躍してきた。当社によれば創業者の妻が率先して女性陣をとりまとめ、活躍の機会を与えていたとのことである。現在でも女性が営業や職人として活躍している。

また、「建築のプロになろう」との考えの下、当社は研修受講費用や資格取得費用の一部補助をしており、社員のスキルアップや資格取得を手厚く支援している。加えて資格取得後は、社員の努力に見合った資格手当を支給している。

また、当社によれば、当社はこれまで「川上営業」を心掛けてきた。設計事務所など川上から様々な提案を含め営業することで、専門工事業者として確固たる地位を築き上げてきたとのことである。

営業職であっても技術職と同じ実務経験を得て建築士の資格を取得するなど、多くの社員が専門知識を有することで相手にとって話が通じやすく、かつ信頼を得やすいと当社は考えており、こうした「誰もが建築のプロになろう」という精神が、当社の成長を実現させている。

■ 社員教育

松坂屋建材では、社員教育を以下の通り実施している。

▶ 現場内外における社員教育

現場での教育はOJTを中心に実施している。専門工事においては深い知識と技術、経験が求められ、現場で経験することが社員のスキルアップには最も早いと当社は考えている。

一方で現場外ではメンター制度やキャリア別研修を実施しており、現場内外における研修制度を充実させることで、社員が無理なく業務を覚えられるよう工夫している。

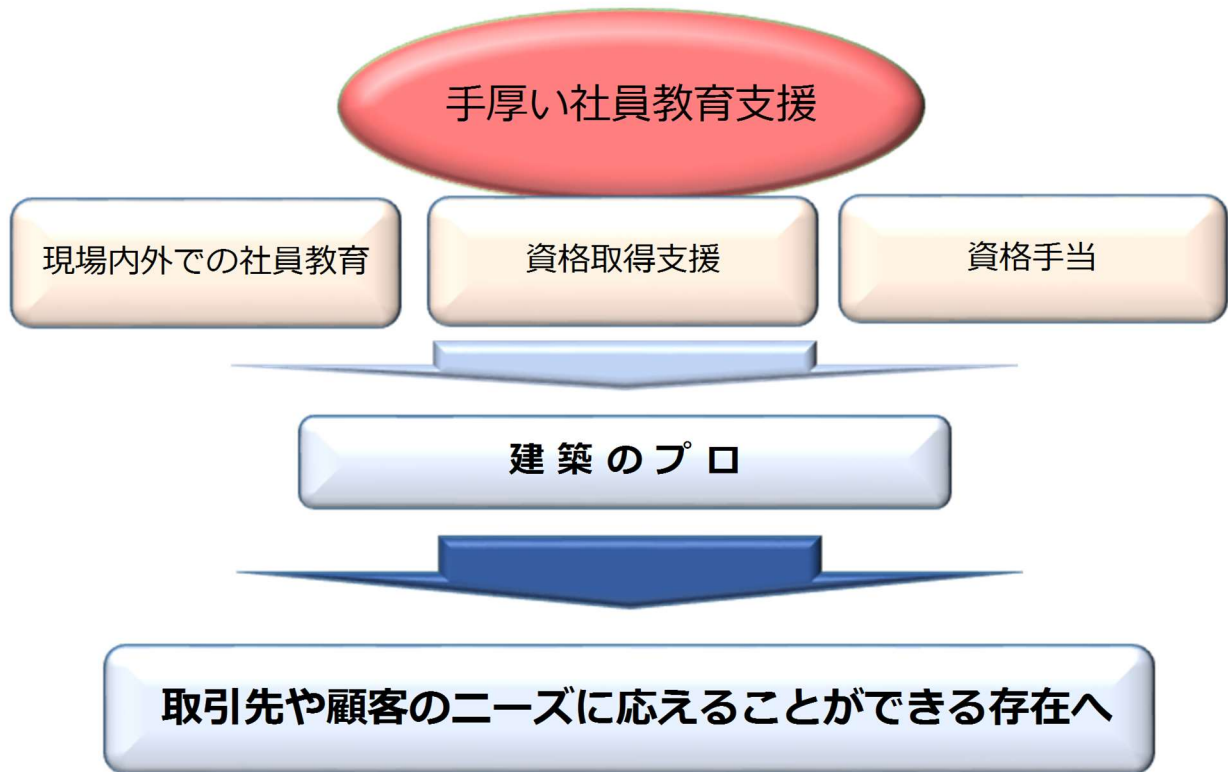
▶ 資格取得支援

松坂屋建材では、社員の資格取得を積極的に支援している。具体的には当社が指定する資格の取得費用や受験費用の一部補助を行っている。当社社員の国家資格取得者数は図5の通りである。

▶ 資格手当

社員が当社の指定する資格を取得した場合、社員の努力に見合った資格手当を支給している。資格によって支給額は異なるが、社員の資格取得に向けたモチベーション向上を図るほか、社員の定着率向上にも繋がっている。

図 4 社員向け教育支援



(当社からのヒアリングを基に埼玉縣信用金庫作成)

上図の通り、手厚い社員教育が「建築のプロ」を生み出し、当社の強みの源泉になっている。社員が建築のプロになることで、取引先から当社が選ばれることに繋がっていると同時に、社員からしても、手厚い教育支援を受けることができることは、働き場所として当社を選ぶ確かな理由になっているとみられる。

図 5 国家資格取得者数

一級建築士	3名	1級土木施工管理技士	1名
二級建築士	8名	2級土木施工管理技士	1名
1級建築施工管理技士	16名	2級管工事施工管理技士	1名
1級建築施工管理技士補	3名		
2級建築施工管理技士	9名	被災建築物応急危険度判定士	1名
			延べ43名

(2024年12月末時点、当社からのヒアリングを基に埼玉縣信用金庫作成)

■ 健康経営

松坂屋建材では、社員がいきいきと活躍できるよう健康経営への取組を進めている。時間外労働時間及び有給休暇の取得率は以下の通りであるが、時間外労働は多い一方で、有給休暇の取得率は非常に高くなっており、メリハリある働き方となっている。特に有給休暇は経営陣より、しっかりと休暇を取得するよう適時指示を出しており、社員への取得の意識付けが進んでいる。

下記の通り、完全週休二日制導入の影響等により時間外労働の実績値が多いが、真の「働き方改革」を目指し、今後一層の社内合理化や生産性向上を進めることで、時間外労働の削減に注力していく方針である。

▶ 時間外労働及び有給休暇の取得率

当社では管理部が主管部として社員が時間外で労働した場合は、すべて時間外労働として申告するよう徹底し、社内全体の時間外労働の顕在化を図っている。直近 1 年間における正社員の時間外労働時間は月平均で 42.3 時間である。

また、既述の通り有給休暇の取得を促進しており、2024 年の有給休暇取得率は 90.4% と非常に高い実績である。

時間外労働時間（正社員・月平均） 2023 年 7 月～2024 年 6 月	42.3 時間
有給休暇取得率（正社員 1 人あたり平均） 2024 年 1 月～2024 年 12 月	90.4%

▶ 完全週休 2 日制の導入

松坂屋建材では社員のワークライフバランスの実現のため、2023 年 1 月より完全週休二日制を導入している。国土交通省「建設業の働き方改革の推進」（2023 年 6 月）によれば、建設業の働き方における調査結果として「4 週 6 休程度」が最多となっており、他産業と比べ休日が少ないことが指摘されている。また、建設業は 2024 年 6 月より時間外労働の上限規制が適用されているが、当社では当該規制の適用以前から、時間外労働の厳格な運営管理や休日の増加を図るなど、経営理念にある「会社の発展と共に社員、家族の幸せの向上を目指します」の実現に向け、働きやすい職場環境の醸成を進めている。

▶ 働きやすい職場環境の実現に向けた施策の検討

松坂屋建材ではさらに働きやすい職場環境になるよう、様々な制度の導入を検討している。具体的にはノー残業デーの設定や、柔軟に休日の取得ができるよう半休・時間休の導入を検討しており、社員がフレキシブルに休み・働くことができる環境整備を進めている。

▶ 福利厚生

松坂屋建材では“人材”を一番に考えているからこそ、社員に報いるため福利厚生の内容充実を常に図っている。一例として、社員の個人旅行や帰省費用の一部を会社が負担する「リフレッシュ補助」や、地元貢献の意味合いも含めた市内（埼玉県熊谷市）飲食店での飲食代補助など、様々な工夫を凝らしている。

■ 女性活躍の推進

既述のとおり、松坂屋建材は従前から女性が活躍している。建設業における女性の就業者数は他業種に比べ低いが、当社では営業やバックオフィスなど様々な分野で女性が活躍している。

人手不足が続くことが見込まれる中、多様な人材の積極的活用は必要不可欠であり、当社は性別に関係なく意欲や能力ある人材を活用していく方針である。

女性従事者数（パート社員含む） 2024年12月時点	26名 (28.8%)	業種平均(※) 18.3%
-------------------------------	------------------------------	------------------

※ 総務省「労働力調査（2024年）」表Ⅱ-5[産業、職業別就業者数] 建設業

2024年11月に、関東建設インテリア事業協同組合と、日本建設インテリア事業協同組合連合会が開催した「**第35回ジェシフ全国技能競技大会**」の壁装仕上競技において、**当社の女性技能社員が取組賞を受賞**した。壁装仕上競技は、内装仕上の一つであるビニールクロス張りを中心とした技術の高さを競うものであり、同大会は日ごろの研鑽を競う場でもある。

建設業は女性の働く場所としては縁遠いと考えられていたが、当社では上述の通り様々な分野で女性が活躍しており、同大会での入賞もその証左といえる。なお、当社では社員の育児休暇からの復帰率は100%である。建設業であっても性別関係なく社員が活躍し、それを支える企業風土・雰囲気があることが、女性でも働きやすい職場環境を作り出しているといえる。

■ 安全への取組

松坂屋建材では「安全方針」を定め、不安全行動による労働災害の防止に努めている。安全への取組事例として、①安全大会の開催（年1回）、②事業主パトロール（月1回）をはじめ各部署での現場安全パトロールの実施、③安全掲示板の活用、④安全推進室の設置による労働災害の未然防止、以上の取組を実施している。

安全方針にも定めているが、不安全行動による労働災害の発生を未然に防止し、社員や協力業者の安全を確保するべく、当社は様々な取組を行っている。

(安全パトロール)



(安全掲示板)



(いずれも厚生労働省「あんぜんプロジェクト」ホームページより)

【経済面】

前述の通り、松坂屋建材は創業当時から“人材”を一番に考え経営を行ってきた。“人材”とは社員は勿論のこと、自社に関係する協力業者も同様に大事にしている。

当社は協力会である「松和会」を結成しており、会を通じて以下のように会員に特典を与えている。以上のように、当社は自社だけでなく、協力業者含め共に栄えていくという思いで事業を行っている。

■ 松和会の取組

- ▶ 安全衛生大会の開催による労働災害の未然防止・意識の徹底
- ▶ 熱中症対策キットなど、消耗品を会を通じて購入（会が購入費用を一部補助）
- ▶ 健康診断を会が実施し、会員が受診

松和会における安全大会開催の様子



(厚生労働省「あんぜんプロジェクト」ホームページより)

■ 松和会の成り立ち

昭和44年のオイルショック当時、職人達から「こういう時期は仲間と一致団結してやらなくてはならない。」という意見が多く出たため、当時の当社代表であった大澤金次氏が「松坂屋建材としての組織を作ろう」との考えで松和会(しょうわかい)を発足したものである。

「松」は松坂屋建材の松、「和」は皆で一緒になってスクラムを組もう、という意味が込められている。現場管理者や職人達は、一つの物を造る時に同じ気持ちになって協働しないと意味がなく、同じ物を造るのには絶対に連携が必要であるとの共通認識のもと、現在まで同会は継続している。

4. 包括的インパクト分析

埼玉縣信用金庫は、所定の手続きに従い、松坂屋建材のインパクトを分析・評価するにあたり、第一に UNEP FI のインパクトレーダーによりインパクトエリア及びトピックを確認した。

■ UNEP FI のインパクトレーダーにより特定したインパクト

国際標準産業分類	建物の建設業
----------	---------------

	インパクトエリア	インパクトトピック		
社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働
		データプライバシー	自然災害	
	健康および安全性			
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	食糧	エネルギー
		住居	健康と衛生	教育
		移動手段	情報	コネクティビティ
		文化と伝統	ファイナンス	
	生計	雇用	賃金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
		その他の社会的弱者		
社会 経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由	法の支配	
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄	
	インフラ			
	経済収束			
環境	気候の安定性			
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌
		生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトエリア/トピックを表示)

次に松坂屋建材の事業活動及び個別要因を加味し、インパクトの除外・追加を実施した。

■ 松坂屋建材の事業活動及び個別要因を加味したインパクトの特定

「現代奴隷」

強制労働のリスクがあることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、松坂屋建材では強制労働を行っている事実はないことから、ネガティブを削除する。

「自然災害」

持続不可能な土地活用が懸念されることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、松坂屋建材では土地開発は行っておらず、事業との関連性がないことからネガティブを削除する。

「エネルギー」

建設業は「エネルギーのアクセス向上が期待できる」ことからポジティブ・インパクトが抽出され、「エネルギー効率の欠如によるコスト増加をもたらすおそれがある」ことからネガティブ・インパクトが抽出されているが、松坂屋建材の事業とは関連性がないためポジティブ及びネガティブの双方を削除する。

「教育」

松坂屋建材は、社員の技術教育に注力していること、また、社員の資格取得も積極的に推進していることから、ポジティブを追加する。

「文化と伝統」

松坂屋建材の事業は重要な文化財等を損なうような開発や建設を行うものではないことから、ネガティブを削除する。

「賃金」

松坂屋建材では、不当な賃金格差や低収入、不規則収入といったネガティブな事由はなく、社員に対する適正な賃金の設定や安定した収入確保に取り組んでおり、事業との関連性はあるものの「賃金」のネガティブ・インパクトについては、抑制が十分に図られていることから、KPIは設定しない。

「ジェンダー平等」

松坂屋建材は、女性社員が活躍しているなど、性別によらず積極的に人材を活用していることから、ネガティブを追加する。

「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」

松坂屋建材では外国人3名及び障がい者2名を雇用しているが、他の社員と雇用にかかる待遇は変わらないこと、障がい者雇用については法定雇用率を満たしていることからネガティブを削除する。

「インフラ」

松坂屋建材ではインフラにかかる建築等の事業割合が少なく、事業との関連性が乏しいことからポジティブを削除する。

「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」

松坂屋建材では、汚水や大気・土壌汚染物質の排出、森林伐採等の開発は行っておらず、かつ生態系に影響を及ぼすような開発や建設は行っていないことから、ネガティブを削除する。

「資源強度」、「廃棄物」

松坂屋建材では、改修工事を積極的に推進しており、顧客の工場等の生産性・安全性の向上に貢献しているほか、改修を通じて新築時より資源の使用抑制や、廃棄物の抑制に資する取組であるため、ポジティブを追加する。

■ UNEP FI のインパクトレーダー及び松坂屋建材の事業活動、個別要因を加味して特定したインパクト一覧

インパクトエリア / トピック	ポジティブ・インパクト (ポジティブ増大)	ネガティブ・インパクト (ネガティブ緩和)
健康および安全性		●
住居	●	
教育	●	
雇用	●	
賃金	●	
社会的保護		●
ジェンダー平等		●
零細・中小企業の繁栄	●	
気候の安定性		●
資源強度	●	●
廃棄物	●	●

■ インパクトエリア／トピックに対し貢献する取組

各インパクトエリア／トピックに対して、ポジティブ・インパクトの増大や、ネガティブ・インパクトの低減に貢献する当社の取組内容は以下の通りである。

なお、取組 No.①～③については KPI を設定する。取組 No.④～⑦については KPI を設定しないが、その理由については後述する。

No.	取組内容	特定したインパクトの項目
①	改修工事の積極的受注	PI 「資源強度」「廃棄物」
②	働きやすい職場環境の整備	NI 「健康および安全性」
③	CO2 排出量の可視化	NI 「気候の安定性」
④	ペーパーレス化の取組	NI 「資源強度」「廃棄物」
⑤	社員教育の取組	PI 「教育」「雇用」「賃金」 NI 「社会的保護」
⑥	女性社員の活躍の促進	PI 「雇用」「ジェンダー平等」
⑦	リフォームの受注	PI 「住居」「資源強度」「廃棄物」
⑧	協力業者との連携強化	PI 「零細・中小企業の繁栄」

※ PI : ポジティブ・インパクト NI : ネガティブ・インパクト

5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

①改修工事の積極的受注

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ポジティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」
取組の方針及び内容	・改修工事の取組を積極的に進めることで、公共施設や民間建物の維持や生産性・安全性向上に寄与し、地域経済の維持・発展に貢献する。
設定する KPI (経営目標)	・改修工事の施工高 2030年6月期 4,000百万円



松坂屋建材の事業の柱の一つである「改修工事」は、地域の公共施設や民間施設の維持などインフラに貢献するとともに、環境面に与えるインパクトも大きい。

当社では、これまで記載してきた通り、各種専門工事を生業として長年事業を行ってきた。この経験を活かしつつ改修工事に注力することは「資源の節約」・「廃棄物抑制」といった効果が見込まれ、これからも地域経済にとって必要不可欠であること、当社としても将来に向けてさらなる事業成長を図る目的で、以下の通り KPI を設定する。

【改修工事の施工高】

年度	2024年6月期 実績	2025年6月期 目標	2026年6月期 目標	2027年6月期 目標	2030年6月期 目標
改修工事 施工高	3,219百万円	3,500百万円	3,700百万円	3,900百万円	4,000百万円

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
 11 住み続けられるまちづくりを	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものも含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

②働きやすい職場環境の整備

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ネガティブ・インパクト「健康および安全性」
取組の方針及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化を図ることで社員一人ひとりの業務負担の軽減や平準化を進め、時間外労働を抑制する。 ・安全推進室の継続や安全パトロールの強化、社員や協力業者への安全教育を徹底して進め、「労働災害は起きなくて当たり前」の意識を全員に醸成し、休業4日以上となる労働災害0を達成・継続する。
設定する KPI（経営目標）	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年6月期における社員一人当たりの月平均残業時間30時間未満 ・休業4日以上となる労働災害0を達成・継続する

松坂屋建材は、既述の通り“人材”を一番に考えており、働きやすい・誰もが活躍できる職場の創造を推し進めている。これまで以上に働きやすい職場環境とするため、業務効率化を進めることで時間外労働の抑制を図っており、以下の通り KPI を設定する。

また、当社は「労働災害は起きなくて当たり前」との意識があり、労働災害の未然防止に注力している。建設業としては珍しく、安全に関する事項を取りまとめる“安全推進室”の設置運営や、安全パトロールの強化、安全掲示板を活用した安全への意識付け、など様々な取組を行っている。

工事にはどうしても危険が伴う場合があるが、工事に携わる人全員が安全に気を配ることで、労働災害は未然に防止できる。当社は労働者死傷病報告の対象となる休業4日以上の労働災害0の達成・継続を KPI とし、安全に向けた取組を進めていく方針である。


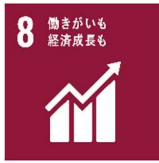
【社員一人当たり月平均時間外労働の計画値】

年度	2024年6月期 実績	2025年6月期 目標	2026年6月期 目標	2027年6月期 目標	2030年6月期 目標
月平均 時間外労働	42.3時間	38時間未満	35時間未満	32時間未満	30時間未満

【労働災害（休業4日以上）発生件数】

年度	2024年6月期 実績	2025年6月期 目標	2026年6月期 目標	2027年6月期 目標	2030年6月期 目標
労働災害 発生件数	1件	0件	0件	0件	0件


▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内 容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年性死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

③CO2 排出量の可視化

項 目	内 容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ネガティブ・インパクト「気候の安定性」
取組の方針及び内容	・環境負荷軽減の取組を進めつつ、2026 年 6 月期までに自社の CO2 排出量を可視化に取り組む。可視化後、2027 年 6 月期までに CO2 排出量削減に向けた具体的な削減計画を策定し、以後策定した計画を基に削減施策を実施していく。
設定する KPI（経営目標）	・ 2026 年 6 月期までに CO2 排出量を可視化し、2027 年 6 月期までに具体的な削減計画を策定する。以後、策定した計画を基に削減施策を実施する。

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内 容
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

なお、以下の取組は、インパクトとして特定しているが、下記理由から KPI は設定していない。

No.	取組内容	インパクト	KPI を設定しない理由
④	ペーパーレス化の取組	NI 「資源強度」 「廃棄物」	資料等のペーパーレス化を進めており、格段に使用量は減少している。今後もペーパーレス化の取組を進めることで紙の使用量をさらに削減していく方針であるため。
⑤	社員教育の取組	PI 「教育」 「賃金」 NI 「社会的保護」	社員に対する研修や資格取得支援、資格取得後の手当など、社員教育の取組は当社としても一番に考えており、現状でも積極的に進めている。同取組を今後も継続し、さらに深化させていく方針であるため。
⑥	女性社員の活躍の促進	PI 「雇用」 「ジェンダー平等」	当社では建設業でありながら、女性社員が積極的に活躍しており、それを支える風土も醸成されている。今後も性別によらず意欲ある社員を積極的に活用していく方針であるため。
⑦	リフォームの受注	PI 「住居」 「資源強度」 「廃棄物」	当社では住宅リフォームも請け負っており、居住性の向上等の効果が見込める取組である。引き続き住宅リフォームは請け負う方針であるが、オーダーのあった案件について顧客としっかり向き合い、顧客が十分に納得する形でリフォームを進めていく方針であることから目標件数は設定しない。
⑧	協力業者との連携強化	PI 「零細・中小企業の繁栄」	協力業者は、当社にとって欠かすことができない存在である。今後もお互いが発展し合えるよう、協力業者と連携を強化していく方針であり、既にその方針に則り取組を進めているため。

※ PI : ポジティブ・インパクト NI : ネガティブ・インパクト

6. サステナビリティ管理体制

松坂屋建材では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役社長 大澤 伸一郎氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討した。ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後も、松坂屋建材は以下の通りの管理体制にて、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を進めていく。

【サステナビリティ管理体制】

(最高責任者) 代表取締役社長 大澤 伸一郎
(プロジェクトリーダー) 取締役 管理部 部長 今村 幸生

7. モニタリング

ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、松坂屋建材と埼玉縣信用金庫が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、埼玉縣信用金庫は KPI 達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により KPI を見直す必要がある場合は、松坂屋建材と埼玉縣信用金庫による協議のうえ、再設定を検討する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。松坂屋建材は、上記の結果、本件モニタリング期間を通じてポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの低減に努めることを確認した。また、埼玉縣信用金庫は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

- ・本評価書は、松坂屋建材から供与された情報と、埼玉県信用金庫が独自に収集した情報に基づく現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、埼玉県信用金庫は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- ・本評価を実施するにあたっては、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件に関するお問い合わせ先>

埼玉県信用金庫

地域創生部 事業ソリューショングループ

主任推進役 田口 和彦

〒 330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤 5-15-15

TEL : 048 - 526 - 1111 (代)

FAX : 048 - 711 - 8130